

第5回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和5年8月25日)

午後3時00分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について
- 第6 その他

◎出席委員 (10名)

- 1 番 樋 口 國 先
- 2 番 杉 田 文 枝
- 3 番 神 野 充 布
- 4 番 瓜 田 晃
- 5 番 山 下 博 史
- 6 番 菅 野 能 弘
- 7 番 佐 藤 能 将
- 8 番 加 川 可名子
- 9 番 長谷川 和 夫
- 10 番 藤 本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山 崎 義 典
- 事務局次長 中 村 稔
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第5回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に1番樋口委員、2番杉田委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	--

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので樋口委員、杉田委員を議事録署名委員に決定いたしました。
------	--

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があれば発言してください。
------	---

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんか。ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	--------------------------------

中村次長	はい、次長。
------	--------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは議案の2ページをお開きください。第4回総会以降の経過報告となります。記載のとおりであります。8月3日、令和5年度ブロック別農業委員会職員研修会が旭川市で行われました。菊地主事が出席をしております。7日、令和5年度上川地方農業委員会連合会の臨時総会及び北部上川農業委員会協議会臨時総会が旭川市で開催され、藤本会長と山崎局長が出席をしております。8日美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会と新規就農者等指導委員会と経営改善指導委員会が農業振興センターで行われました。23日、令和4年度的美深町各会計決算審査ということで、監査委員さんの決算審査が23日以降から始まっております。事務局で対応いたします。本日、農地利用状況調査と先ほど終了しました美深町議会議員との懇談会を開催しているところでございます。本日が総会ということでよろしくどうぞお願いいたします。本日以降、5回総会以降の日程でございます。8月28日と31日、先ほどの継続であります決算審査、監査委員さんの審査を受けることとなっております。9月4日、5日、サポートシステムの操作研修会がございまして、事務局で出席をいたします。6日ですけれども、令和5年度農作物生育状況調査ということで作況調査が行われます。町内ということで、近年、会長と代理と小委員会の委員長レベルで出席をしております。この会議終了後、もう一度、出欠の確認をいただきたいと思います。11日から15日、令和5年美深町議会の第3回定例会が開催されます。その間の13日と14日、令和4年度の決算審査特別委員会、こちらは議会の決算委員会となりますけれども、開催されまして、事務局で対応をいたします。来月の総会9月の総会でありますけれどもいつほどがよろしいかお伺いしたいと思います。カレンダーで行くと例え
------	---

中村次長

山崎局長

藤本会長

山崎局長

藤本会長

藤本会長

藤本会長

中村次長

藤本会長

中村次長

整理番号 27 番、売り主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇さん。譲受人、〇
〇市〇〇区〇△条〇△丁目△番地△△、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇
〇 〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△番△。地目、公募畑、現況
畑。面積△，△△△㎡。次 6 ページまで行きます。他△筆、合計△筆。合計面
積が△△△，△△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は、令
和 5 年 8 月 28 日になります。金額については、反あたり△△，△△△円、総

藤本会長

藤本会長

藤本会長

藤本会長

中村次長

藤本会長

中村次長

議案 7 ページになります。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法施行規則第 6 条第 1 項の規定により意見を付したいので審議を求めます。

整理番号 1 番、土地の所有者、美深町〇△条〇△丁目△△番地△、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん。転用者については、〇〇市〇〇△条

△丁目△番地△△号、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○さん。土地の表示ですけども、美深町字○○△△△番△。地目公簿田、現況田。面積は△, △△△. △△㎡です。○○○○○設備更新用地ということです。転用の理由です。既設今建っているところですね、○○○○○の老朽化に伴い変電所を設備更新しますけれども、既設敷地では狭く設備更新ができるスペースがないことから、電力を安定供給できるルートに変更し、需要の中心地に比較的近く配電線が引き出しやすく、補修改良等が容易であり、送電計画ルートに最も適している当該地を申請するということでございます。工事の内容はご覧の通りでありますけれども、この面積のうち変電所の本館については△△㎡、変電機器については△△△㎡、送電線鉄塔の分は△△△㎡、搬入路△△㎡、保安用フェンス△△△㎡。ほか敷地でございますけれども、所有面積隣に書いてます。今言ったのは建築面積で所有面積は隣の部分所有面積となっております。合計で△, △△△. △△㎡。この建築工事の予定としましては、許可日から令和8年3月31日が工事期間でございまして、転用の設定の開始は許可日以降ということになってございます。資料がつけてございますので、先ほどのペーパーの裏の参考資料2をご覧ください。場所ですけども、美深町の○地区にあります○△号道路と○○△○道路の付近でございます。○○○の近くということでございまして、下の図面で言うと赤い網掛けの部分が転用農地、そしてフェンスを囲った部分が青色のイメージとなっております。送電線のルートのイメージですけども、この場所から○○○を挟んでずっと○○○の送電線の本線の方に行くといったルートでございます。この方が安定的に大きな電力を送電できるということで、○○さんの方でこのようなルートを設定したという理由でございます。説明は以上です。

- | | |
|------|---|
| 藤本会長 | 議案第2号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ありませんか。

(「なし」という者あり) |
| 藤本会長 | ご質疑等がないようでありますので、議案第2号については原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり) |
| 藤本会長 | 全員賛成です。よって議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、原案の通り可決決定されました |

◎日程第5 議案第3号

- | | |
|------|---|
| 藤本会長 | <日程第5>議案第3号、美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)についてを議題に供します。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により市町村が基本構想を定めようとするとき、もしくは変更するときは、当該市町村の長は農業委員会及び当該市町村の地域の全部または一部をその地区の全部または一部とする農業共同組合の意見を聞かなければならないということになっております。事務局より説明をお願いします。 |
| 山崎局長 | 局長。 |
| 藤本会長 | はい局長。 |
| 山崎局長 | まず説明に入る前に、皆さんのお手元に一枚物のペーパーと厚いペーパーあります。同じようなものを1枚ずつ頭紙として付けたんですけども、厚手の方の1枚目、実は道から直接きたものをそのまま添付してしまったという |

ことで、これは差し替えしていただいて、あくまでもこの一枚物の中で説明をさせていただきたいと思っております。私の方から概要的なものを説明いたしますので、後で次長の方から詳細について説明を行わせていただきます。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想案について。この構想案変更の必要性ということで記載をしております。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日付で施行された。このことに伴いまして、道が策定する基本方針の一部改定を受けて、美深町における基本構想を変更するものとなっております。道と町の基本構想の連動性という分があるんですけども、ここについては、法律第6条第3項におきまして、基本構想は基本方針に則するものとされているということになってございます。また今回の改正ですけれども、農業を担う者の確保及び育成に関する事項などの追加、利用権設定と促進事業の廃止ということが主なものとなっております。2番目として変更の概要ということで、先ほど申し上げました追加項目この4点の部分があります。農業を担う者確保及び育成の考え方、町が主体的に行う取り組み。3 関係機関との連携役割分担の考え方。4 就農等希望者のマッチング及び農業に担う者の確保育成のための情報収集、相互提供となっております。これが新たにこの計画で追加されたものになります。また廃止項目でございます。利用権設定と促進事業の廃止です。利用権設定の廃止ということですが、この米印の方を見ていただきたいと思います。ただし、改正後の基盤法には経過措置として施行から起算して2年を経過する日または地域計画を策定する日の前日までは、従来の例により利用集積計画の作成等が可能とされていると。基本的に地域計画につきましては、令和6年度中に策定をしなければならない。策定をしたらこの基盤法利、用権設定の部分につきましては廃止となると。逆に言えば、そこまでについては、利用権設定等のやり方は、従来のやり方で構いませんということになってございます。最後、今後の手続きですけれども、農業委員会と関係機関の意見を集約後、知事への正式協議を行い、令和5年9月末までに改正を完了するというスケジュールになっております。それでは中身にて次長の方からよろしくお願いします。

中村次長

それでは私の方から内容について、概略説明したいと思います。別途配布のホチキス留めのもの、まず1枚めくっていただいて、こちらが、基本構想の見出しということで、令和5年今年の改正となります。もう1枚めくっていただくと目次があります。今局長が説明したことが全てなんですけれども、この目次の中で一番下の第4、ここについては追加する事業が1から4番目まで書いてございます。内容については局長が申し上げた通りでございます。目次の次のページめくっていただくと必要な部分の改正事項が赤書きで書いてございます。16ページの第6という部分については、農業経営基盤強化促進法の事業ということで改正されたという内容の改正となっております。実際に新旧対象表で目で確認いただきたいと思いますので、次のページ横長となっておりますのでご覧ください。この表の見方です。左側が現行の今までの内容で、右側が改正案ということで、変わったところは全て赤書きになってございます。1枚めくっていただいて2ページ、ここで先ほどの第4の項目が追加をされてございます。これは北海道農業基盤強化促進基本方針が変わったということで、美深町の基本構想も追加になりましたというところでございます。あと大まかなところはずっとページめくっていただきまして6ページをご覧ください。例えば(5)のところですけども、今までは人・農地プランに描かれた地域像という表現が、今度地域計画に移行するものですから、文言が地域計画ということで改正されてございます。ずっと進んでいただいて23ページになります。ここは先ほどの第4の4つ追加になりましたところの詳細事項が改正案ということで新たに付け加えられているものでございます。再度申し上げますが、第4のうち1つ目が農業を担う者の確保及び育成の考え方、これは美深町の部分はこうなんですよということで、全て記載されてございます。2番目には、美深町が主体的に行う取り組みということで、農協さん、関係機関と連携をして進んでいきますという内容が記載を

されてございます。次のページめくっていただきまして、24 ページ、3 番目には関係機関との連携役割分担の考え方の追加でございます。これにつきましても、北海道基本方針をもとに項目を新設している内容でございます。最後 4 番目が就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集、相互協定ということで、この 4 つが追加をされてございます。27 ページをお開きください。これについては逆に、現行から削除されたものになります。27 ページから 31 ページまでこの文言が削除されております。これは令和 4 年の法改正で利用権設定の促進事業の廃止のための削除といった部分になります。地域計画が策定された瞬間からこの事項が適用されなくなるところが、今回の大きな改正でございます。おおまかな説明ですが、以上となります。なお、この結果で皆さん確認いただきましたら、先ほど局長の説明もありましたが、美深町の方に農業委員会の意見ということで提出させていただいて、最終的に美深町から知事の方へ提出をする流れになってございます。説明は以上です。

藤本会長

議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご質問を承ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、美深町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)については、美深町における農業経営基盤強化促進事業が円滑適正に推進され、農用地の有効利用等がより一層推進されるものであり、適切なものであると認められる。これを農業委員会の意見書とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。よって議案第 3 号については、美深町における農業経営基盤強化促進事業が円滑適正に推進され、農用地の有効利用等がより一層促進されるものであり、適切なものであると認められます。これを意見書とすることを決定いたしました。

◎日程第 6 その他

藤本会長

< 日程第 6 > その他。委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

事務局から何かございますか

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 5 回美深町農業委員会総会を終了いたします。

※終了 午後 3 時 3 1 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

印

署名委員 1 番

印

署名委員 2 番

印